

令和8年3月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和8年3月10日 火曜日 午後3時01分から午後3時47分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター 研修室

3 出席委員 (26人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	9番	小谷 恵	
	2番	佐伯 守	10番	岡田 浩司	
	3番	前田 繁昌	11番	森田 博文	
	5番	安藤 幹雄	12番	濱田 巖	
	7番	山下 一郎	13番	米澤 誠一	
	8番	中川 勝彦	14番	遠藤 幸子	

推進委員	1番	小原 啓一	8番	戸野 悦宏	
	2番	高見 昭久	11番	青木 尚	
	3番	永岡 幸光	12番	上田 陽介	
	4番	福永 博昭	13番	椎木 知奈美	
	5番	山崎 拓司	14番	野口 浩義	
	6番	河村 富士夫	15番	山根 章司	
	7番	高虫 秀樹			

4 遅刻委員 (2名) (農委13番 米澤 誠一、推委12番 上田 陽介)

5 欠席委員 (4名) (農委4番 石原 文義、農委6番 矢田 考志、
推委9番 二宮 聖貴、推委10番 吉野 徹)

6 議事録署名委員の決定 (14番 遠藤 幸子、1番 尾古 礼隆)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 大山町農業振興地域整備計画の変更 (一部除外) について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用
集積等促進計画案について

議案第6号 大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部改
正について

8 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 賃貸借の解約について

(3) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局 長 徳 永 貴

主 幹 坂 田 真 寛

主 幹 西 川 援

事務補助員 山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 それでは議長、よろしくお願いいたします。

議長 【議長挨拶】
・時候挨拶。

議長 それでは、欠席届が農業委員4委員さん、推進委員9番委員さん、推進委員10番委員さん、それから遅れるっていうのが農業委員6番委員さんと推進委員12番委員さんから報告があります。

あと農委13番委員さんがちょっと来られてないんですけど、来られると思いますので、会が成立することを報告しまして会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議事録署名人ですけど、14番委員さんと1番委員さんをお願いします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、会務報告をお願いします。

事務局 【会務報告】
(2月10日) ・定例農業委員会について。
(2月16日) ・名和地区農業相談日について。(相談件数1件あり)
(2月19日) ・農業経営改善計画認定審査会について。
(2月24日) ・鳥取県常設審議委員会について。
・市町村農業委員会会長・事務局長会議について。
・就農・営農状況確認会について。
(2月25日) ・大山地区農業相談日について。(相談件数なし)
(2月26日) ・人・農地担当チーム会議について。
(3月 5日) ・中山地区農業相談日について。(相談件数1件あり)

議長 はい、ありがとうございました。
何かありましたら。
それでは、ないようですので議案の審議に入りたいと思います。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(農委13番委員、15時06分着席)

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。

1ページをご覧ください。譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので大字・地目・面積・譲渡事由のほうを説明させていただきます。

番号14、〇〇、畑4筆、合計5,682㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は、農地を手放したい譲渡人が、隣接にお住まいの譲受人と協議されてきて今回取得されることになったものです。取得農地では牧草を作付けされる予定です。

番号15、〇〇〇、田2筆、2,673㎡。こちらは贈与になります。

本申請のうち、〇〇〇△△△-△は、昨年から利用権設定で譲受人が耕作をされていた農地で、今回その隣の田んぼと合わせて取得されることになったものです。取得農地では水稻を作付けされる予定です。

なお本申請地には、農作業小屋のほうが立っておりまして、今回の3条申請とあわせて届出のほうが提出されております。

こちらについては報告のほう、47ページに記載がございますので、こちらは後ほどご覧いただけたらと思います。

2件とも、農地法第3条の許可要件であります「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」を全て満たしていると考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは、現地確認を午前中されておりますので、番号14番について農委8番委員さん、15番について農委2番委員さんからお願いします。

では、農委8番委員さんから。

農委8番委員 8番です。

申請番号14番について、今日午前中、農委2番委員、推委14番委員、事務局と私の4人で現地確認を行ってきました。

場所は〇〇〇で、現状、放牧地になってまして柵がありました。現状はすごくよく管理されて、特に問題はないと思われました。

審議のほどよろしく申し上げます。

農委2番委員 農業委員2番です。

午前中に事務局、農委8番委員、推委14番委員の4人で現地を確認してまいりました。

申請番号15番について報告します。

場所はですね、JR◎◎駅の西側、JR線の南になりますけども、△△△-△、田、こちらのほうはですね、水稻の作付けの跡があり切り株が残ったままの状態、きれいな状態でした。

それから▽▽▽-▽は、これ登記簿は田となっておりますが、現状はですね、畑かなあという状態でしたけども、きれいに管理がされた状態でした。

先ほど事務局から説明がありましたが、小屋が建っているということで転用届が出ておりますが、これは△△△-△の田のほうの端っこにですね、小屋が以前から建っていたようなものがありました。確認したところ、問題になるようなものはないのかなあと。ただ、▽▽▽-▽が現状が畑状態かなあというところぐらいで問題ないものと見てまいりました。

議長 審議のほどよろしくお願ひします。
はい。ありがとうございます。
それでは、質問のある方は挙手をお願いします。
(農委7番委員、挙手)

農委7番委員 はい。農委7番委員さん。
7番です。
申請番号14の受人のほうについてお尋ねをいたします。横文字で書いてあるので、よう読まんですけれども、ここは法人なのか、どういった方なのか分かれれば教えてください。

議長 事務局。
事務局 はい。質問がありましたことについてお答えをさせていただきます。
受人さんですけれども、読み方としては□□□・□□□□□□□□□さんというかたで、○○のこちらの住所にお住まいの個人さんになります。
昨年から、3条で2回ほど取得をされたということで実績がありまして、今回3回目というようなかたちになろうかなというところでは、
国籍要件としては■■■■のほうの国籍で、日本人の配偶者ということで在留資格があって、取得が可能というかたちになっております。

議長 よろしいでしょうか。
農委7番委員 はい。
議長 他にございませんでしょうか。
それでは、ないようですので原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、許可することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい。2ページをご覧ください。
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

番号4番です。

申請内容については2ページに記載のとおりで、所有する農地を分筆して農業用倉庫を設置するものとなります。

申請地は3ページをご覧ください。◎◎自治会横の、特別養護老人ホーム●●●●●●●●の北側にある十字路に面した農地になります。

農地区分についてですが、接続可能な上下水管が埋設されている町道に面しており、500m以内に2つ以上の教育施設、公共施設がある農地で、第3種農地となります。

許可基準としては「原則許可」となります。

地域計画や農振、土地改良区の受益地のほうには入っておりません。

4 ページの分筆計画図を確認ください。1つの土地を3つに分筆し、その中央に農業用施設を設置する計画となります。

両側の2筆についてもこの後の議案で説明いたしますが、5条申請が出ております。

まず申請理由について説明いたします。

申請者は◎◎集落周辺でブロッコリー等を栽培されております。現在、自宅敷地内の農業用倉庫に農業用機械を保管されてますが、機械の増加にともない、手狭になってきたということです。

その倉庫からは集落内の狭い路地を通行する必要がありますが、特に繁忙期は重機の出入りが頻繁になり、集落内の方々の通行の安全確保が懸念されることもあるということです。

また、自身も高齢となりまして、狭い路地での運転に不安を感じるようになってきたため、見通しの良い当該申請地に農業用倉庫を新設し、現在の倉庫から移設することで、集落内の通行の安全確保とか農作業の効率を図りたいとして、この度の申請に至っております。

5 ページをご覧ください。こちらは土地利用計画図・排水計画図ということで載せております。

図面の中央部分になりますが、図のように農業用倉庫を設置し、トラクター等を配置する計画でございます。

雨水の処理についてですが、倉庫前面は真砂土で仕上げまして、雨水を地下浸透させます。

また、屋根からの雨水は前面の町道との境に側溝を新設し、黒っぽく塗っている部分でございますが、倉庫の裏側や左側に設置する塩ビ管を通して放流する計画でございます。

なお、側溝の新設については、3月7日付けで道路法第24条の申請済みでございます。

既設の側溝への放流については◎◎自治会長から放流同意を取得されております。

6 ページをご覧ください。こちらのほうは倉庫立面図を載せております。ご確認いただければと思います。

その他の添付書類としましては、事業実施可能な融資関係の書類、計画面積や被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないと判断しております。

第4条の説明については以上となります。

議長

はい。ありがとうございます。

それでは現地確認報告を推委14番委員さん、お願いします。

推委14番委員 14番です。午前中、農委8番委員、農委2番委員、事務局、私とで現地確認しました。

場所は、●●●●●●の隣になります。そして今事務局のほうが言われましたけど、1つの敷地を3つに区切って、その真ん中に農業用倉庫を建てられる予定となっております。草刈りとか管理はきれいにしてありました。

以上です。審議のほうよろしくをお願いします。

議長

はい。ありがとうございます。

それでは何か質問がございましたら。

ないでしょうか。

それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。7ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

番号5番です。

申請内容については7ページに記載のとおりで、住宅の建築を目的とするものでございます。

申請者についてですが、現在は同じ◎◎自治会の実家で生活をされています。実家周辺で土地を探していたところ、土地を譲ってもらえることになったということです。

住宅建築後の家族構成としては、夫婦のみでの入居となります。

申請地は8ページをご覧ください。さきほど4条申請で「1つの土地を3つに分筆して」と説明いたしましたが、3つの内の図面でいうと左側になります。「6A」と記載があるものになります。

農地区分についてですが、接続可能な上下水管が埋設されている町道に面しており、500m以内に2つ以上の教育施設、公共施設がある農地で、こちらも第3種農地となります。

許可基準としては「原則許可」となります。

同様に地域計画、農振、土地改良区の受益地には入っておりません。

9ページのほうに分筆計画図を載せていますが、申請地は四角で薄く囲っている「6A」と表示のある部分になります。

10ページのほうに土地利用計画図・排水計画図を載せております。

住宅と駐車スペースとして図のような土地利用計画となっております。

排水についてですが、屋根からの雨水は雨水桝に集め、町道との境に新設する側溝へ放流します。

汚水については、住宅左側ですが図のように公共下水へ接続します。

外構は真砂土仕上げのため、地下浸透させる計画でございます。

先ほど4条で説明いたしました農業用倉庫と同様に、側溝の新設については、道路法の申請は済んでおります。

同じく放流についての同意は◎◎自治会長から取得されています。

11ページには平面図、12ページには立面図を載せておりますのでご確認ください。

続きまして、番号6番です。

こちら申請内容については7ページに記載のとおり、住宅の建築ということになります。

場所については、13ページのほうをご覧くださいと思いますが、同様に、1つの土地を分筆した右側の土地になります。

はぐっていただきまして、右側の14ページになりますけど、こちらに分筆計画図を載せておりますが、申請地は薄く囲ってあります「6C」と表示のある場所になります。

今回の申請者は夫婦のみの家族で、現在は〇〇市内の借家で生活されておられて、予てから住宅建築を計画されておりました。土地所有者は申請者、妻側の申請者の父になりますが、相談したところ土地を使ってもよいという話になったため、将来の子育てや介護のことも考え、住宅建築を決断されました。

こちらの住宅のほうは、権利関係でいいますと使用貸借権設定となっております。

農地区分としては同じく第3種農地、許可基準としては「原則許可」、地域計画、農振、土地改良区のほうには入っておりません。

15ページをご覧ください。

こちらのほうに土地利用計画図・排水計画図を載せております。

図のような住宅と駐車スペースの配置計画となっております。

雨水排水計画についても、こちら左側の住宅と同様ですけれども、屋根からの雨水は雨水桝に集めて、町道との境に新設する側溝へ放流いたします。

汚水については、図のように公共下水へ接続します。

こちらの外構は真砂土仕上げのため、地下浸透させる計画でございます。

道路法の関係も同じ土地ですので、あわせて行っております。放流同意についても自治会長から同意を得ております。

16ページは平面図、17ページのほうには立面図を載せておりますのでご確認ください。

番号5番と併せまして、添付書類として、事業実施可能な融資関係書類、計画面積や被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題はないと判断しております。

最後に番号7でございます。

7ページのほうに一旦戻っていただければと思いますが、目的としましては農業用施設の設置で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請者につきましては、この辺り申請地一帯で水稻を作付けしておられまして、令和7年4月1日には「合同会社◇◇◇◇◇◇◇◇◇」を設立されています。

今後の農業経営の規模拡大のため、乾燥調製施設の設置と農機具及び車両駐車スペースを設置し、環境を整備していききたいということでの申請となっています。

権利関係でいいますと、2年間の賃借権設定で、その都度再契約で継続をされます。

位置図につきましては18ページをご覧ください。

合同会社◇◇◇◇◇◇◇◇◇は◆◆自治会の端のほうに事務所がありますが、その北側数十メートルにある農地が今回の申請地となります。

農振のほうに入っておりますが、農業用施設ということで、農林水産課のほうで用途区分変更手続きは完了しております。

また、農地区分としては第1種農地に相当する農地となります。

代わりの土地の検討が必要となりますが、事務所に近く、道路に面しており、事業計画に合う面積で、という条件で周辺の土地を複数検討された結果、本申請地を選定するに至っております。

土地利用計画図については、19ページをご覧ください。

出入口は2か所ございます。

土地の中央左側に乾燥調製設備の入る農業用倉庫を、そして中央右側には農機具・車両置き場を、その右側にはプレハブ事務所をレンタルで設置されます。またそれらの前面には、使用頻度の高い機械や資材を一時的に置くためのスペースを設けておられます。

農業用倉庫の左側には立ち上がり水栓を2か所設置し、農業用機械や農業用資材の汚れを洗い流せるようスペースも設けておられます。

続いて、排水について説明いたします。

農業用倉庫屋根からの雨水及び立ち上がり水栓で受けた水については、図の点線のとおり雨水管を通して、農業用倉庫の後ろ側にあります浸透柵にて敷地内で処理します。敷地内は碎石で仕上げるため、雨水は地下浸透させる計画でございます。

(推委12番委員、15時28分着席)

また、万が一の豪雨も考慮しまして、北側に流れる排水路を管理する◆◆自治会からの同意も取得されています。

なお、倉庫やレンタルするプレハブ内には水道を引かず、トイレの設置も無いため、汚水のほうは発生いたしません。

設置する農業用倉庫の平面図は20ページのほうに、また、その内部に設置する機械類については21ページに載せております。

立面図は22ページに、それからレンタルで設置するプレハブ事務所のカタログを23ページに載せておりますのでご確認ください。

添付書類としましては、隣接の耕作者同意書、〇〇土地改良区からの意見書、事業実施可能な残高証明書及び融資関係書類がありまして、計画面積や被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題ないと判断しております。

5条申請のありました3件の説明については以上となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。

それでは現地確認をされてますので推委14番委員さん、よろしく願いします。

推委14番委員 はい。14番です。

申請番号5番と6番ですが、先ほど農地法第4条の許可申請にありました場所です。

真ん中が農業用倉庫、その両隣が住宅の建築をされるということです。きれいに周りを管理してありましたので、別に問題はないと思います。

続きまして、申請番号7番ですが、場所は◆◆集落の下のほうになります。

昨年の秋に草刈り・耕耘されてありましてきれいに管理をされてあります。場所的にも、その上に事務所がありますし、町道も側にありますし、出入りも別に問題ないと思いますので、審議のほうをよろしく願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは何か質問がございましたら挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。挙手多数により承認することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第4号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。24ページをご覧ください。

議案第4号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について。別紙のとおり、大山町長から照会がありましたので意見を求めます。

申請内容については、24ページに記載のとおりで、目的は住宅用地ということです。

申請位置については、25ページをご覧ください。

〇〇インターから約120mほど大山道路を海側へ下った場所になります。

こちらは令和8年1月の定例会におきまして、大山町長から、担当は農林水産課ですけれども「地域計画の変更に対する意見照会」ということでご審議いただいた案件になります。

地域計画のほうは、令和8年2月5日付で計画変更が完了したことから次の

手続きとして農振除外の申し出がありまして、このたび農業委員会へ意見照会があったものになります。

農振除外完了後は、〇〇インターから300m以内にある農地ということで、農地区分は第3種農地となる見込みです。

計画書を元に申請内容を説明いたします。

申請者は申請地のすぐ近くで、祖母と妻と子1人の計4人で生活をされています。

また、祖母が理事長を務める町内●●施設で施設長として勤務をされておりまして、経営面にも関わっておられます。

施設内では●●●●●●に関する会議や業者との会議、職員会議が月80回以上行われている状況から、施設内で職員や第三者に漏れないように事業経営に関する会議を行うことが難しい状況であるということです。

施設の敷地内の会議室増設も検討されましたが、駐車場がいっぱいで、職員は本来の駐車スペースではない場所に止めざるを得ない状況ということで断念されました。

また、敷地拡張のために周辺の土地所有者へ相談しましたが、土地売却をしてもらえなかったということです。

この申請地は、施設から連絡があってもすぐに対応できる場所にあり、住宅建築を機に人事やM&A、会計関係等といった経営陣での会議を行えるよう住宅内に会議室も設けたいということです。

なお、会議室の稼働は週に1、2回程度の予定と記載がございます。

また、申請者は現在●●●●●●をされていますが、現状では幅広い方々からのお話を聞く場所も無いため、様々な会議や来訪者の対応について併設する会議室で行えるようにしたいということも、事業計画書に記載がございます。

よって、現在所有している車3台と、会議室を使用するお客様のための駐車スペース3台分も必要としているということでございます。

この審議後に農林水産課へ意見回答を行い、担当課と県が事前協議を行います。

農地転用の許可申請については、進んだ場合、令和8年5月以降の定例会で審議となる見込みでございます。

説明については以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員賛成ということで、承認することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。次のとおり照会がありましたので意見を求めます。(詳細；議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。

それでは始めに、議事参与となっている農地番号欄の18番、52番から53番、109番から113番を除いた番号を審議します。

質問のある方は挙手をお願いします。

それではないようですので、議案のとおり賛成する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により承認することに決定いたします。

議長 続きまして、議事参与の審議について行います。

推委4番委員さん、退室をお願いします。

(推委4番委員、退室)

それでは、これから18番、それから52番、53番を審議します。

質問のある方は挙手をお願いします。

それでは、ないようですので原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

挙手多数により承認することに決定をいたします。

(推委4番委員、入室)

議長 続きまして、農委10番委員さん。

(農委10番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは、109番から113番を審議します。

質問のある方は挙手をお願いします。

それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。ありがとうございます。

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

(農委10番委員、入室)

議長 それでは続きまして議案第6号、大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第6号、大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部改正について。大山町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱を次のように定めたいので、議決を求めます。

改正理由についてですが、こちら刑法改正に伴い、文言の改正をする必要が生じたためでございます。

改正内容でございますが、様式中「禁固」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

37ページ、38ページをご覧ください。左側に改正後、右側に改正前を掲載しております。改正箇所は、下の②番の「禁固」を「拘禁刑」に改正するものでございます。

39ページ以降は、改正後の様式を反映させたものになります。

39ページから40ページは改正後の要綱で、40ページに附則として議決を本日いただけましたら本日の日付を載せるということでございます。

議決いただけましたら、41ページから42ページが推薦委員の個人推薦用、43ページから44ページが推進委員の法人・団体推薦用、45ページから46ページが個人応募者用となっており、この応募用紙を使用して新たに改選の応募をしていただくということになっております。

なお、農業委員につきましては農林水産課のほうで2月24日に改正になっておりますので、申し添えさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質問のある方は挙手をお願いします。

それでは、ないようですので原案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。挙手多数により改正することに決定をいたします。

議長

続きまして、報告事項は47ページから49ページ、50ページから52ページですので、後でご覧いただいて確認をお願いします。

それでは、次回の4月の定例農業委員会の日程についてですけど、次回は4月10日、金曜日、午後3時から中山農村環境改善センターで行いたいと思います。

現地確認当番は、農委5番委員さん、農委3番委員さん、推委12番委員さんです。よろしく申し上げます。

続いて、事務局よりありましたらお願いします。

事務局

【その他】

・農地利用最適化の研修について。

議長

それでは、何かありませんでしょうか。

ないようですので、これで農業委員会定例会を終了します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 遠藤 幸子

議事録署名委員 尾古 礼隆

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております